

# 尾花沢市教育委員会 中学校部活動方針

尾花沢市教育委員会では、『運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（平成30年3月 スポーツ庁策定）及び『文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン』（平成30年12月 文化庁策定）並びに『山形県における運動部活動の在り方に関する方針 中学校・特別支援学校中学部編』（平成30年12月山形県教育委員会策定）に則り、本方針を策定する。また、本指針は、山形県中学校校長会、山形県中学校体育連盟及び山形県中学校文化連盟の指針に則り、北村山地区中学校校長会、北村山中中学校体育連盟及び北村山中中学校文化連盟との共通認識のもとに制定するものである。なお、本方針は、中学校における運動部及び文化部の両活動に適用する。

## 1 尾花沢市中学校部活動基本方針

学校教育の一環として行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員との人間関係を構築したり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、教育的意義が大きい活動である。また、生徒自身にとっても中学校生活の大きなウェイトを占め、人間形成においても大きな影響を与える大切な活動である。しかし、一方では勝利至上主義から、生徒の健康が危惧される程の過度な活動が行われたり、顧問である教員の負担が増大したりすることなども指摘されている。このことを踏まえ、生徒にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、運動部及び文化部活動が、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で適正に実施されることを目指す。

- (1) スポーツや文化及び科学等に親しむことを通して、バランスのとれた心身の成長と、豊かな生涯スポーツあるいは生涯学習を実現するための資質・能力の育成を図る。
- (2) 生徒の自主的で自発的な参加を大切にし、効率的・効果的に取り組む。
- (3) 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築する。
- (4) 学校は、部活動の在り方について、保護者・地域の理解を得るための啓発に取り組むとともに、将来、協同・融合して取り組む形に進められるよう検討していく。

## 2 各中学校における部活動方針の制定について

校長は、本方針をもとに各校の状況に適した部活動方針を制定し、教職員、生徒及び保護者に周知するとともに、尾花沢市教育委員会に報告する。

## 3 部活動の休養日及び活動時間について

### (1) 休養日

- ① 平日 週当たり1日以上とする。
- ② 土・日曜日 週当たり1日以上とする。
- ③ 休日・祝日 原則、休養日とする。
- ④ 長期休業中 連続した休養日を設定する。

## (2) 活動時間

- ① 平日 2時間程度とする。
- ② 土・日曜日等 3時間程度とする。

## (3) 始業前の活動について

禁止とする。

ただし、校長が、中体連主催大会、中文連主催発表会等の直前や、活動場所の割り当て等の事情により活動を認める場合は、実施することができるものとするが、以下の点について配慮する。

- ・学校生活や学習に支障をきたさない範囲で活動時間及び内容を適切に計画すること。
- ・1日を通して、上記で定めた活動時間を超えないこと。

## (4) その他

- ① 校長は、定期テスト前に適切な部活動休止期間を定める。
- ② 校長が、大会や発表会前の特別強化活動期間や特別延長時間を認める場合は、部活動顧問は、超過活動分の休養をできるだけ近い期日に振り替える。
- ③ 練習試合や合同発表会、講習会等も上記で定めた活動時間を超えないように配慮する。ただし、競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、どうしても活動時間が超過する場合は、部活動顧問は、予定される超過時間分の休養を設ける。
- ④ 競技種目や発表会等の運営や内容の性格上、季節等により、どうしても回避できない活動等の繁忙期がある場合は、活動を休止する時期を設定するなど、年間で活動時間を調整する。その場合も、部活動顧問は、活動内容や活動時間が過度にならないように計画する。

## 4 年間活動計画及び年間活動実績について

(1) 部活動顧問は、上記「3 部活動の休養日及び活動時間について」の規定に基づき、年度当初に適切な年間活動計画を作成して校長に提出し、活動許可を得る。活動に変更がある場合は、変更に見合った休養予定を設定し、校長の許可を得る。

(2) 部活動顧問は、年度末に年間活動実績を校長に提出する。校長は、各部の活動内容を管理・監督する。

(3) 校長は、各部活動の年間活動計画及び年間活動実績を教育委員会に報告する。

## 5 学校管理下外の生徒の活動について

(1) 部活動顧問は、部員が学校外のクラブ等に所属して活動している場合は、部員の保護者と連絡を取るなどして、その実態を把握し、校長に報告するとともに、教職員にも周知する。また、その保護者及び部員には、必要があれば、校長の判断のもと部活動内容や活動時間について指導・助言を行う。

- (2) 校長及び部活動顧問は、部員が所属している学校管理下外の「地域スポーツクラブ（文科系のクラブも含む）」（特にスポ少等）の活動が、学校の部活動と同じ内容の活動（参加メンバーのほとんどが部員等）を行っている実態を把握した場合には、生徒への過度な負担を避けるため、学校の部活動と地域のクラブ等の活動日・活動時間の合計が上記3の規定内となるよう、クラブ等関係者及び保護者の理解と協力を得る。
- (3) 校長及び部活動顧問は、上記に示したような「地域クラブ」（特にスポ少等）への部員の加入については、必ず任意とし、保護者会として強制加入させたり、加入しなければならないような雰囲気になったりすることのないよう、クラブ等関係者及び保護者の理解と協力を得る。

## 6 大会、発表会、コンクール等への参加、県外遠征等の参加について

- (1) 部活動顧問は、学校の代表として部あるいは部員を大会、発表会、コンクール等や県外遠征等に出場、参加させる場合は、校長の許可を得る（中体連及び中文連主催等）。
- (2) 県外遠征等に参加する場合、または宿泊を要する場合には、校長は、教育委員会の承認を得る。合宿については、実施地が県内外にかかわらず、同様の手続きを行う。
- (3) 校長及び全教職員は、生徒の管理下外における大会、発表会、コンクール等や県外遠征等への出場、参加について、その状況を把握する。全教職員は、保護者に対し、管理下外における大会等への参加にあたっては、事前に担任等へ報告するよう理解と協力を求める。

## 7 部活動運営委員会（仮称）の設置及び保護者、地域との連携について

- (1) 校長は、部活動運営委員会（仮称）を設置し、委員に部活動方針を説明し、保護者、生徒、部活動関係者及び地域の理解と協力を得る。
- (2) 校長及び部活動顧問は、部活動に保護者会が設置されている場合、その目的が部活動の支援・協力・応援にあることを確認し、保護者会が単独で練習会等を主催したりすることのないよう、保護者の理解と協力を得る。
- (3) 保護者会における部活動運営費等がある場合は、その管理は保護者が行うものとする。ただし、校長及び部活動顧問は、その用途について把握し、各校の方針にある生徒の健全育成に沿う活用内容になるよう、保護者の理解と協力を得る。

策定期日 2019年 3月 1日

尾花沢市教育委員会